

# 広島県水道広域連合企業団測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要領

令和8年4月1日制定

## (目的)

第1 広島県水道広域連合企業団測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱第3条に規定する資格審査（以下「資格審査」という。）及び業務分野別格付については、この要領の定めるところによる。

## (総合数値)

第2 資格審査は、客観的事項及び主観的事項について、それぞれ業務分野別に点数を付与し、両数値を加算して総合数値を算出することによって行う。ただし、土木関係建設コンサルタント業務分野は、客観的事項についての点数を総合数値とする。

## (客観的事項の評価)

第3 第2の客観的事項についての点数（以下「客観数値」という。）は、広島県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要領別記1に定めるところにより算出した数値とする。

## (主観的事項の評価)

第4 第2の主観的事項についての点数（以下「主観数値」という。）は、広島県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要領別記2に定めるところにより算出した数値とする。ただし、土木関係建設コンサルタント業務分野は除く。

## (業務分野別格付)

第5 業務分野別格付は、次の表のとおりとする。

業務分野別格付基準表

格付	測量業務	建築関係建設 コンサルタント業務	地質調査業務	土木関係建設 コンサルタント業務	補償関係建設 コンサルタント業務
A	230点以上	170点以上	160点以上	165点以上	210点以上
B	130点以上	100点以上	85点以上	110点以上	125点以上
C	130点未満	100点未満	85点未満	110点未満	125点未満

(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満)

## (認定期間中の取扱い)

第6 一旦認定した業務分野別の総合数値、客観数値、主観数値及び格付（以下「数値等」という。）は、認定が有効である間変更しない。

なお、既に資格認定を受けている者から、同一の認定期間中に業務部門の追加申請があつ

た場合、新たな分野についてのみ数値等を算出するものとする。

#### 附則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年4月1日施行については、令和8年度の広島県水道広域連合企業団における測量・建設コンサルタント等業務の認定から適用する。